

下級裁判所裁判官指名諮問委員会仙台地域委員会

(平成19年度第1回) 議事要旨

第1 日時

平成19年5月7日(月) 午前10時00分

第2 場所

仙台高等裁判所第2会議室

第3 出席者

(委員) 阿部則之(委員長)・河上正二・小西敏美・鈴木宏一・野家啓一

(庶務) 佐藤仙台高裁総務課長・出羽仙台高裁総務課課長補佐

(説明者) 三角仙台高裁事務局長

第4 議題

- 1 平成19年10月期の裁判官指名候補者の情報収集の結果について
- 2 平成18年度第4回地域委員会の議事要旨の確定について
- 3 委員から提出された上申書(平成19年4月11日付け)について

第5 議事

- 1 平成19年10月期の裁判官指名候補者の情報収集の結果について
庶務から、情報収集受付期間内に提供された情報はない旨の報告がされた。
- 2 平成18年度第4回地域委員会の議事要旨の確定について
庶務案について、委員からの意見を踏まえて一部修正の上、確定された。
- 3 委員から提出された上申書(平成19年4月11日付け)について
裁判官指名候補者(再任希望者)に関する情報収集依頼の範囲について、重

点審議者についてのみ現任庁及び前任庁に対する地域委員会に対して情報収集依頼を行う現行の取扱いを、指名候補者（再任希望者）全員について、現任庁及び前任庁に対応する地域委員会に対して情報収集する取扱いに改められたい旨、仙台地域委員会から中央の委員会あてに上申すべきとする委員からの上申書について、その取扱いが審議された。

同委員から、上申の理由について、「情報収集の範囲を拡げるという観点と、重点審議者についてのみ前任庁に対応する検察庁及び弁護士会に対し情報収集依頼を行う現行の取扱いでは、当該再任希望者が重点審議者であることが明らかになってしまい、プライバシー保護の観点から問題であるとの理由によるものである。」との意見が出されたのに対して、他の委員からは「情報収集の方法に関しては、地域委員会で判断できる問題ではなく、特に当該地域委員会における現任庁での指名候補者がなく、前任庁として情報収集を行う重点審議者の数が少ない場合には、プライバシーの問題が出ることは事実なので、そのような問題があるという問題提起の趣旨で上申することではどうか。」、「重点審議者とそうでない者との間で情報収集の範囲に差を付けることについては、プライバシー保護との比較考慮の問題であるが、中央の委員会でも、その点を当然考慮した上で、ある程度リスクはやむを得ないものとして行われているのではないか。」、「プライバシー保護だけのために、全員について前任庁まで情報収集を行うというのは、本当に欲しい情報は重点審議者に関する情報であるのに、重点審議者をカモフラージュするため、他の再任希望者に関する情報も集めるということになり、手数などからして相当とは言えない。全員について前任庁を含めた情報収集が必要だというのであれば、その方が公正な判断ができるとか、あるいは地域委員会における判断に資するなど、もっと積極的な理由が必要だと思う。したがって、プライバシー保護の観点からの問題があるということ中央の委員会へ上申することはよいが、その改善方法として、再任希望者全員について前任庁まで情報収集範囲を拡げることを上申すること

は、当地域委員会としての提案としては、踏み込み過ぎだと思う。」などの意見が出された。その上で、委員長において、中央の委員会に対する提供された情報がない旨の報告書において、「情報収集の在り方に関し、当該地域委員会における現任庁での指名候補者がなく、前任庁として情報収集を行う重点審議者の数が少ない場合には、当該指名候補者が重点審議者であることが明らかになってしまい、同人のプライバシー保護の観点から問題ではないかという意見が委員から出された。については、情報収集の在り方に関しては、この点を含めて御再考いただければ幸いである。」との意見を付することで取りまとめがなされ、了承された。

第6 次回等の予定について

- 1 9月19日（水）午前10時00分
- 2 11月9日（金）午後1時30分
- 3 11月16日（金）午後1時30分（予備日）